

平成20年度大野市人事行政の運営等の状況

大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)第6条の規定に基づき、平成20年度(一部平成21年4月1日現在のものを含みます。)の大野市人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用と退職の状況

各年度の職員の採用及び退職状況は次の表のとおりです。(単位:人)

職 種	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
一 般 職	5	6	5	3	5	7
現 業 職	0	4	0	5	0	2
消 防 職	0	1	0	0	2	4
計	5	11	5	8	7	13

(2) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年比 増減数	主な増減理由
一般行政	251	251	248	△3	
議 会	5	5	5	0	
総 務	79	76	71	△5	組織・機構の見直しによる減(△4) ほか
税 務	16	16	16	0	
民 生	53	54	53	△1	派遣職員の減(△1)
衛 生	24	24	24	0	
労 働	0	0	0	0	
農林水産	24	25	25	0	
商 工	13	13	14	1	計上部門の変更による増(+1)
土 木	37	38	40	2	建築部門の集約化による増(+3) ほか
特別行政	136	134	130	△4	
教 育	83	79	77	△2	学校給食の民間委託による減(△1) ほか
消 防	53	55	53	△2	退職者不補充による減(△2)
公営企業等会計	41	41	41	0	
病 院	6	6	6	0	
水 道	7	7	7	0	
下水道	15	15	15	0	
その他	13	13	13	0	
合 計	428	426	419	△7	

(注) 職員数には教育長が含まれます。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成20年度・普通会計決算)

平成20年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳 (年度末)	歳出 決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 19年度 人件費率
20年度	人 37,480	千円 15,585,426	千円 551,079	千円 3,464,818	% 22.2	% 22.9

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

平成21年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
21年度	人 381	千円 1,442,646	千円 244,539	千円 597,708	千円 2,284,893	千円 5,997

(注)1 職員手当には、退職手当を含んでいません。

(注)2 職員数、給与費には特別職、教育長は含まれてません。

(3) 職員の平均給与額及び平均年齢の状況

平成21年4月1日現在における職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

区分	一般行政職			現業職			消防職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大野市	315,855	373,918	41.1	290,290	308,036	47.0	315,846	377,175	40.1

(注)一般行政職とは、税務職、医師、消防、保健師、保育士、幼稚園教諭、企業職、現業職を除いた職です。

(4) 職員の初任給の状況

平成21年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区分		大野市		国	
		初任給	採用2年経過後	初任給	採用2年経過後
一般行政職	大学卒	161,600円	173,900円	172,200円	180,600円
	高校卒	140,100円	145,900円	140,100円	145,900円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成21年4月1日現在における職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

区分		経験年数5～6年	経験年数10～14年	経験年数25～29年
一般行政職	大学卒	199,500円	255,400円	398,700円
	高校卒	—円	—円	346,600円

(注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成21年4月1日現在における行政職給料表適用職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査	主査・係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	18人	15人	95人	44人	35人	28人	9人	244人
構成比	7.4%	6.2%	38.9%	18.0%	14.3%	11.5%	3.7%	100.0%

(7)職員手当の状況

①扶養手当等

平成21年4月1日現在における職員の扶養手当等の状況は、次の表のとおりです。

扶養手当	区 分		大 野 市	国
	配偶者		月額 13,000円	月額 13,000円
	配偶者以外の扶養親族 (職員に配偶者がいない場合は、上記のうち1人を)		月額 6,500円 (月額 11,000円)	月額 6,500円 (月額 11,000円)
	扶養親族のうち満16歳に達する年度初めから 22歳に達する年度末までの間の子1人につき		月額 5,000円を加算	月額 5,000円を加算

住居手当	区 分		大 野 市	国
	借家・借間	月額23,000円以下の家賃	家賃額－12,000円	家賃額－12,000円
		月額23,000円を超える家賃	$(家賃額 - 23,000円) \times 1/2 + 11,000円$ (上限額: 27,000円)	$(家賃額 - 23,000円) \times 1/2 + 11,000円$ (上限額: 27,000円)
自 宅	新築、購入した自宅(5年を経過するまで)	2,500 円	2,500 円	

通勤手当	区 分		大 野 市	国
	交通機関 等利用者	最高支給限度額 55,000円	運賃相当額	運賃相当額
	自動車等 の使用者	2～5km未満	2,000 円	2,000 円
		5～10km未満	4,100 円	4,100 円
		10～15km未満	6,500 円	6,500 円
		15～20km未満	8,900 円	8,900 円
		20～25km未満	11,300 円	11,300 円
		25～30km未満	13,700 円	13,700 円
		30～35km未満	16,100 円	16,100 円
		35～40km未満	18,500 円	18,500 円
		40～45km未満	20,900 円	20,900 円
		45～50km未満	21,800 円	21,800 円
		50～55km未満	22,700 円	22,700 円
		55～60km未満	23,600 円	23,600 円
60km以上		24,500 円	24,500 円	

管理職手当	区 分	支 給 割 合	備 考
	部 長	66,400 円	
	課 長	34,600円、43,300円、50,000円、51,900円	

期末・勤勉手当 (20年度支給割合)	区 分	大 野 市			国		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.4 月	0.75 月	2.15 月	1.4 月	0.75 月	2.15 月
	12月期	1.6 月	0.75 月	2.35 月	1.6 月	0.75 月	2.35 月
	合 計	3.0 月	1.50 月	4.50 月	3.0 月	1.50 月	4.50 月
参 考	職制上の段階、職務の級等による 加算措置有			職制上の段階、職務の級等による 加算措置有			

	区 分	大 野 市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
退職手当	勤続20年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
	勤続25年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
	勤続35年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
	その他加算	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

②特殊勤務手当

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しい特殊な勤務に支給する手当です。
平成20年度の特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

特殊勤務 手 当	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		
支給対象職員一人当たりの平均支給年額			24,895円
手当の種類(手当数)			13
支給額の多い手当			救急業務手当
代表的な 手当の名称	多くの職員に支給されている 手当		①市税等徴収業務手当 ②用地交渉業務手当 ③清掃業務手当

※本表は、医師勤務手当は含まれていません。

③時間外勤務手当

平成19年度及び平成20年度の時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

時 間 外 勤 務 手 当	19年度	支給総額	101,461千円
		職員一人当たり支給年額	268千円
20年度	支給総額	94,286千円	
	職員一人当たり支給年額	251千円	

(8)特別職の給料、報酬等の状況

平成21年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区 分	給料報酬(月額)	期 末 手 当
市 長 副 市 長	843,000円	6月期 1.60月分
	710,000円	12月期 1.70月分
		計 3.30月分
議 長 副 議 長 議 員	448,000円	6月期 1.60月分
	377,000円	12月期 1.70月分
	357,000円	計 3.30月分

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成21年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	午前8時30分から午後0時00分まで 午後1時00分から午後5時30分まで
休憩時間	午後0時00分から午後1時00分まで

※公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の状況

職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の4種類です。

年次有給休暇	1年につき最高20日付与	
病気休暇	公務上負傷または疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年以内
	その他私疾病	90日以内
特別休暇	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防休暇	必要と認められる期間
	産前休暇	出産予定出産日までの6週間
	産後休暇	出産の翌日から8週間
	授乳休暇	1日2回、1回30分以内
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	結婚休暇	連続する5日以内
	妻の出産に伴う休暇	入院から出産後2週間までの間に2日
	男性職員の育児参加休暇	産前産後の期間中5日
	小学校就学前の子の看護休暇	1年において5日以内
	忌引	続柄に応じて1日から7日
	父母追悼のための休暇	父母の死亡15年以内において年各1日
	夏季休暇	連続する5日以内
	災害復旧のための休暇	連続する7日以内で必要と認められる期間
	災害事故に伴う休暇	必要と認められる期間
大学通信教育面接のための休暇	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	1年において5日以内	
妊娠及び出産後の女性の健康診査のための休暇	必要と認められる期間	
永年勤続休暇	永年勤続表彰を受けた年度において連続する5日以内	
介護休暇	2週間以上にわたり介護を必要とする場合、連続する6ヶ月以内の期間において必要と認められる期間	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成20年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処 分 事 由		人 数
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号、第2項第1号	5
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	0

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成20年度において、減給以上の懲戒処分者は3名でした。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢	0	2	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	2	0	1	0	3
合 計	2	2	1	0	5

5. 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。
(地公法第30条)

さらに、具体的に、「法令及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)」、「信用失墜行為の禁止(法第33条)」、「職務上知りえた秘密を守る義務(法第34条)」、「職務に専念する義務(法第35条)」、「政治的行為の制限(法第36条)」、「争議行為等の禁止(法第37条)」、「営利企業の従事制限(法第38条)」などの義務・禁止及び制限事項が定められています。

平成20年度の職務専念義務免除及び営利企業等従事許可の状況においては、次の表のとおりです。

	件 数	人 数
職務専念義務免除	40	73
営利企業等従事許可申請	10	80

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

平成20年度の職員の研修の状況は、次の表のとおりです。

区 分		回 数	参加者数
主催研修		10	399
階層別研修		4	77
派遣研修	自治研修所	34	117
	自治大学校	1	1
	国際文化アカデミー	2	2
	スキルアップ研修	16	16

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき、職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理並びに職員の能力開発、育成及び活用を図ることを目的として、平成18年度から勤務評価制度を実施しています。

評定期間	毎年 4月1日～3月31日の1年間
評定項目	① 業績、② 態度、③ 能力、④ 健康(消防のみ)
評定区分	S・A・B・C・Dの5段階評価
評定結果の反映	勤勉手当の成績率及び昇給に反映

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。(地公法第42条)

大野市においては、職員による互助組織として「大野市職員共済会」を組織し、職員の健康管理のため人間ドック助成をはじめ、都市職員体育大会、厚生事業に助成しております。

平成20年度の福利厚生は、次の表のとおりです。

会員数	435名	
主な事業	1 都市職員体育大会参加	130名 参加
	2 厚生事業 6コース	144名 参加
	3 人間ドック受診	136名 受診
	4 定期健康診断	186名 受診

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成20年度においては、公務上のケガによる災害が2件、通勤途中のケガによる災害が1件認定されました。

(3)勤務条件に関する措置に関する要求等の状況

職員は、給与、勤務時間その他勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます(地公法第46条)。

また、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができるようになっています。(地公法第49条、49条の2)

平成20年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する不服申し立て」の該当はありませんでした。